

## 1 特殊詐欺の「特殊性」

詐欺罪の成否をめぐって、近時、特殊詐欺の問題が注目を集めている。ここでも、簡単に触れておきたい。

警視庁によれば、特殊詐欺とは、「犯人が電話やハガキ（封書）等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れるなどと言って ATM を操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪（現金等を脅し取る恐喝や隙を見てキャッシュカード等をすり替えて盗み取る詐欺盗（窃盗）を含む。）」とされる。特殊詐欺は、1. オレオレ詐欺、2. 預貯金詐欺、3. 架空料金請求詐欺、4. 還付金詐欺、5. 融資保証金詐欺、6. 金融商品詐欺、7. ギャンブル詐欺、8. 交際あっせん詐欺、9. その他の特殊詐欺、10. キャッシュカード詐欺盗（窃盗）の 10 種類に分類される。

刑法解釈論上、注意すべきは、特殊詐欺が問題とされた判例において、通常の詐欺事案に比して、広く罪責を肯定する傾向にあることである。

例えば、最判平成 30・3・22 刑集 72 卷 1 号 82 頁は、警察官になりすまし、被害者から現金をだまし取ろうとした事案で、「現金を被害者宅に移動させた上で、警察官を装った被告人に現金を交付させる計画の一環として述べられた嘘について、その嘘の内容が、現金を交付するか否かを被害者が判断する前提となるよう予定された事項に係る重要なものであり、被害者に現金の交付を求める行為に直接つながる嘘が含まれ、被害者にその嘘を真実と誤信させることが、被害者において被告人の求めに応じて即座に現金を交付してしまう危険性を著しく高めるといえるなどの本件事実関係の下においては、当該嘘を一連のものとして被害者に述べた段階で、被害者に現金の交付を求める文言を述べていないとしても、詐欺罪の実行の着手があった」とした。

具体的事情の下では、「現金の交付を求める文言」を述べずとも、詐欺罪の実行の着手が肯定されうること自体、否定しえないとしても、本件事案においては、依然、予備段階にとどまるとの評価もありうるであろう。

また、宅配便で現金を送付させてだまし取る特殊詐欺において、受け子の故意が問題とされた判例がある。最判平成 30・12・14 刑集 72 卷 6 号 737 頁は、「被告人は荷物の中身が詐欺の被害品である可能性を認識しており、現金とは思わなかったなどと述べるのみで詐欺の可能性があると認識が排除されたことをうかがわせる事情は見当たらない」として、被告人における詐欺の故意及び共犯者との共謀を肯定した。最判平成 30・12・11 刑集 72 卷 6 号 672 頁も、「詐欺の可能性があると認識が排除されたことをうかがわせる事情は見当たらない」とした上で、「被告人は、自己の行為が詐欺に当たるかもしれないと認識しながら荷物を受領したと認められ、詐欺の故意に欠けることなく、共犯者らとの共謀も認められる」とした。

受け子に関するこれらの判例は、詐欺の可能性の認識が排除されなかったことを根拠に詐欺罪の故意を認定しているが、判決の言い回しからは、せいぜい認識ある過失しか認定

できないようにも思える。

このような判例の立場は、特殊詐欺に限られるものなのか、その他の詐欺罪の認定においても妥当するものなのか、さらには、他の犯罪類型にも敷衍されうるのか。今後の判例の動向を注視していく必要がある。

## 2 「ステップアップ」を検討するに際して

### (1) 寄付金詐欺の場合、財産上の損害は観念できるか (①)

寄付は、無償の片面的給付であり、寄付金詐欺では、反対給付がない以上、常に財産上の損害を肯定するということにもなりかねない。形式的個別財産説からは、寄付金詐欺においても当然、財産上の損害が発生したものとされうる。しかしながら、被害者は自らの財産処分行為によって、財産の減少が生じることについては十分に認識しており、被害者による意識的な自己加害といえることができる。それ故、この場合に、経済的価値の減少があったからといって、それだけで財産上の損害を肯定する訳にはいかないであろう。寄付金詐欺は、自己の財産を交付して達成しようとした目的が達成されなかった場合であり、この点をどう評価するかが鍵となる。

### (2) 寄付金詐欺にはどのようなパターンがあるか (②)

寄付金詐欺にも、さまざまなパターンが想定されうる。まず、①慈善目的と偽って寄付を集め、集まった金銭を個人的に費消する場合は考えられる。この場合、寄付は、単なる口実にすぎず、詐欺罪が成立しうる点にほぼ異論はない。次に、②募った寄付とは異なる慈善目的に充当する場合がある。例えば、東南アジアの子供の就学支援に当てる意図を秘して、台風被害を受けた国内地域の復興支援と偽って寄付を募るような場合である。そして、③使途に偽りはないが、寄付をしないわけにはいかないと誤信させるような場合もある。例えば、近所の人々が既に多額の寄付をしていると偽って寄付を促すような場合がこれに当たる。

②と③の場合をどう処理するかが問題となるが、③の場合は、寄付自体の目的は達成されていることから、詐欺罪の成立を否定する論者が多数を占める。

②の場合、実質的個別財産説や、全体財産説に立ちつつ、市場価値・交換価値以外の財産価値も広く取り込む見解からは、寄付した金員が実質的に見て損害と評価しうるか、具体的には、寄付者の設定した（ある程度客観化された）目的が達成されたといえるかが問われることになる。法益関係的錯誤説からは、寄付目的に関する錯誤が法益関係的といえるか、欺罔内容の重要事項性を判断基準とする見解からは、寄付目的の欺罔が当該寄付の基本的な重要事項に該当するかが焦点となる。個別具体的な事案次第ではあるが、これらの見解のいずれに立っても、②の場合には、詐欺罪の成立が肯定されることが多いであろう。